教 生 学 第　426 号
令和８年(2026 年) ６月 26 日

各　教　育　局　長
各　道　立　学　校　長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）　様
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁　総 務 政 策 局 施 設 課 長　中　嶋　英　樹
生徒指導・学校安全対策局
生徒指導・学校安全課長　山　内　尚　史

学校における防火防災に係る安全点検等の実施等について（通知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長及び大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長から別添写しのとおり通知がありましたので通知します。

各学校におかれましては、消防法等関係法令に基づき、施設・設備の点検や防火管理等を取組いただいているところですが、本通知と併せて令和８年（2026 年）６月 22 日付け教生学第 405 号通知を参考にするなど、施設・設備の点検や防火管理の徹底など安全点検等の実施等について適切に対応されますようお願いします。

施設課道立学校係
施設助成係
生徒指導・学校安全課学校安全係

今般の学校における火災の発生を受けて、あらためて全国の学校に対して防火防災に係る安全点検等や、避難訓練の実施等をお願いするものです。

㊞

８教参学第９号
令和８年６月２６日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管部課長
各都道府県・指定都市教育委員会施設主管部課長
各都道府県私立学校所管部課長
各都道府県私立学校施設担当部課長
各文部科学大臣所轄学校法人担当部課長　　殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当部課長
附属学校を置く各国立大学法人担当部課長

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
中園　和貴
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長
瀬戸　信太郎

学校における防火防災に係る安全点検等の実施等について（通知）

日頃より学校の教育活動等における事故防止に御尽力いただき御礼申し上げます。

令和８年６月19日に東京都北区の小学校において校舎から出火し、複数の児童及び教職員が負傷する火災が発生しました。学校において、児童生徒等の安全の確保は最優先されるべき不可欠の前提です。

今般の火災の原因等の詳細については、現在、警察及び消防による調査等が進められているところですが、今般の火災を受け、各学校における防火防災に係る安全点検等の実施等について、下記のとおり通知します。改めて、各学校及び学校の設置者においては、消防法及び建築基準法に基づく法定点検等や、学校保健安全法及び同法施行規則に基づく毎学期の定期的な安全点検、臨時及び日常の安全点検を確実に実施いただくとともに、「学校における安全点検要領」等を活用しながら、関係者が連携した効果的・効率的な安全点検体制の確立を図り、学校における事故の防止に努めていただき、避難訓練の実施や「危機管理マニュアル」の点検・改訂等により児童生徒等の安全が確保されるよう、対応の徹底をお願いいたします。また、必要に応じて消防部局又は地域の消防署と連携した対応をお願いいたします。

本件については、国公私立学校を問わず対応いただくことが必要です。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校並びに域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校所管部課にあっては所轄の学校法人に対して、各文部科学大臣所轄学校法人担当部課にあっては設置する学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当部課にあっては所轄の学校設置会社及び学校に対して、各国立大学法人担当部課にあっては設置する附属学校に対して周知いただくとともに、適切な対応をお願いいたします。

なお、本通知の内容については、総務省消防庁及び国土交通省住宅局とあらかじめ協議済であることを申し添えます。

記

１．施設・設備の点検の徹底について

学校の施設設備の点検については、消防法に基づく法定点検として、消防用設備等の種類に応じ、６か月に１回の機器点検及び１年に１回の総合点検の実施について定められています。消防法令に基づき、この法定点検により把握した不備事項は確実に改修する必要があります。

また、建築基準法において、国、都道府県又は建築主事を置く市町村等が所有又は管理する学校の敷地、構造及び特定建築設備等について、定期的に点検等することが定められています。

加えて、学校保健安全法及び同法施行規則においても、学校に対して児童生徒等が通常使用する施設設備の毎学期１回以上の定期的な安全点検の実施について義務付けており、また、臨時及び日常の安全点検の実施についても定めているところです。

ついては、今後、これらの点検時期を迎える学校においては遺漏なく実施いただくとともに、今年度既に実施済みの学校においても、学校保健安全法及び同法施行規則に基づく臨時の安全点検の実施を御検討いただくようお願いいたします。

また、学校における安全点検の実施にあたっては、文部科学省において、質の高い実効性のある安全点検を実施するための参考となるよう「学校における安全点検要領」（令和６年３月）を示しているほか、「効果的に安全点検を推進するためのノウハウ集」（令和７年３月）を示しているところです。これらの中で、火災への対応として防火用水、消火器、消火栓、防火シャッター、防火用扉などの作動性の確認や、避難器具の点検、適正な避難経路の確保等を含めた安全管理の取組を示しておりますので御参照ください。なお、防火シャッターの点検については、閉鎖作動時の危害防止の観点から、別紙４も参照して適切な対応をお願いします。

２．防火管理の徹底、避難訓練等の実施及び実効性の確保について

学校においては、消防法に基づく消防計画を策定し、防火管理者を中心として、日常的な火気管理、避難管理及び設備の維持管理等の防火管理を適切に行うとともに、火災等の災害発生時における適切な初動対応及び円滑な避難行動を確保するため、消火、通報及び避難の訓練を定期的に実施することが求められています。当該消防計画の内容について改めて確認を行うとともに、必要に応じて見直しを図り、平時からの火災予防を徹底してください。

また、避難訓練等の実施に当たっては、文部科学省が示す「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成 30 年２月）及び「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（令和３年６月）の趣旨も踏まえ、実践的な内容とするとともに、避難訓練の機会を活用し、教職員も含めて以下の点を確認・共有することが重要です。

・自動火災報知設備作動時の初動対応方法

・消火器や消火栓等の消火設備及び救助袋等の避難設備の設置場所や使用方法

これにより、緊急時に迅速かつ適切な対応が可能となるよう体制の強化を図っていただくようお願いします。

３．火災事故発生時の対応について

火災事故が発生した場合には、被害の拡大防止のため、迅速かつ適切な対応が求められることから、平時より対応手順を明確にしておく必要があります。

「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」では、消防計画のうち、火災発生の初期段階に取るべき対応については、簡潔・具体的なフローの形で整理することなど、いざというときに使えるよう求めております。学校保健安全法第 29 条第１項に基づき各学校での作成が義務付けられている「危機管理マニュアル」の記載内容を改めて点検し、事故発生時の対応手順が明確に示されているか確認のうえ、必要に応じて改定等を行っていただくようお願いします。

あわせて、学校保健安全法第 29 条第２項では、校長は、「危機管理マニュアル」の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講じるものとすると定められていることから、「危機管理マニュアル」に即した必要な対応が確実に行われるよう、教職員間で改めて十分な共通認識を図っていただくようお願いします。

○　効果的に安全点検を推進するためのノウハウ集（令和７年３月公開）
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzentenken/data/anzentenken-knowhow.pdf

○　学校における安全点検要領（令和６年３月公開）
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzentenken/index.html

○　安全点検方法等の解説動画シリーズ（令和６年３月公開）
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzentenken/index-mv.html

○　学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和３年６月公開）
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/kikikanri-all.pdf

○　学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成 30 年２月公開）
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyou_all.pdf

○　子供たちの安全を守るために―学校設置者のための維持管理手引―（平成 28 年３月）
https://www.mext.go.jp/content/20201124-mxt_sisetuki-100001965_1.pdf

【本件担当】
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室　学校安全係　　TEL 03-6734-2966
【学校施設・設備の点検関係】
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
指導第二係　　TEL 03-6734-2292

別添

参照条文

○消防法　（昭和二十三年法律第百八十六号）（抜粋）

第八条　学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

②～⑤（略）

第十七条の三の三　第十七条第一項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

○消防法施行規則　（昭和三十六年自治省令第六号）（抜粋）

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）

第三十一条の六　法第十七条の三の三の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、一年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。

２～８（略）

○建築基準法　（昭和二十五年法律第二百一号）（抜粋）

（報告、検査等）

第十二条　第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物（以下この項及び第三項において「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築

物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第三項において「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第三項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

2　国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第四項の点検を除く。）をさせなければならない。ただし、当該特定建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

3　特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者（次項及び第十二条の三第二項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

4　国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、当該特定建築設備等（前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

5～9（略）

〇学校保健安全法　（昭和三十三年法律第五十六号）（抜粋）

（学校安全計画の策定等）

第二十七条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第二十八条　校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

２　校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

３（略）

〇学校保健安全法施行規則　（昭和三十三年文部省令第十八号）（抜粋）

（安全点検）

第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

２　学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

（日常における環境の安全）

第二十九条　学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

別紙１

学校における安全点検要領（令和６年３月）
（P23 抜粋）

■防災

対　象	項　目
避難関連事項	・避難経路における障害物の有無 ・防火用水、消火器、消火栓、防火シャッター、防火用扉などの作動性 ・防災施設や設備等の周辺の障害物の有無 ・自動火災報知設備や緊急放送設備などの作動性 ・通電火災等を防止するため避難時に操作するブレーカーの位置の確認 ・避難器具の点検 ・非常口の明示 ・発火しやすい薬品や灯油の安全な保管 ・災害の状況、避難方法、避難経路等に関する関係機関との連絡体制、連絡機能 ・停電時の備え（ラジオ、メガホン等）　など ※防火用水での水の事故、防火用扉・防火シャッターの誤動作などの危険性に留意する。 ※教職員が設備や器具を操作できるようにする。必要時には、点検等に校外の専門家・団体に、協力を求める。
転倒、落下等の防止	・戸棚、テレビ、パソコン、ピアノ、工作機械、実験器具、時計、掲示物、置物　など ・廊下：棚、掲示物、額　など ※施設や器具等の転倒・落下防止のための固定状況に留意する。

別紙２

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和３年６月）
（抜粋）

［サンプル編］２　事前の危機管理

◆ 避難訓練の実施

Point!
各種関連法に基づき避難促進施設等に指定されている場合は、年１回の避難訓練が義務付けられています。

（１）訓練計画の策定

年間の避難訓練計画を策定する際には、地震及び火災の訓練については予告の有無、状況設定等に関して、以下の組み合わせで設定し、その他の訓練として、不審者侵入訓練及び弾道ミサイルに関する訓練は予告あり・授業中の設定とする。

特に、津波避難（一次避難～三次避難まで）に関して、全児童・教職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練は年１回必ず実施する。その他の条件については、全てのパターンを年度内に実施することは困難であるため、複数年度単位で計画する。

Point!
地震・火災のほかにも、自校の状況を踏まえ、様々な災害を想定して避難訓練を実施しましょう。

【地震（津波）及び火災の訓練】

事故・災害		予告有無		他の条件
地震①（津波危険あり） ②（火災あり）	×	予告あり	×	避難経路一部使用不可
				管理職不在
火災①（校内より発災） ②（近隣にて発災）		予告なし		電話不通・停電あり
				朝学習／休み時間／放課後

※授業中に実施の場合は、特別教室・体育館・運動場・プールにて授業中のクラス、非常勤講師による授業中のクラスを設定し、訓練を実施する。

【その他の訓練】

Point!
自治体が開催する総合防災訓練に学校として参加する機会があれば、それを盛り込んだ訓練計画を検討するとよいでしょう。

不審者侵入（予告あり・授業中）
弾道ミサイル（予告あり・授業中）
総合防災訓練、引渡し（△月、○○市開催の訓練に合わせて引渡し実施）

また、４月の早い段階で発災直後身を守るための基本動作・避難時の基本動作・避難経路について各クラスにて実施することとし、１学期の避難訓練は基本動作を実際に行い、あらかじめ決められた避難をすることができることを目標として実施する。

３学期になるにつれて、事前予告なしで実施する、授業中ではなく休み時間に実施するなど、より実践的な訓練となるよう計画する。その他、以下のような工夫点も盛り込む。

- 緊急地震速報チャイム音を活用するほか、緊急地震速報がないまま地震動が発生する場合も想定する。
- 訓練にリアリティ・臨場感をもたせるため、避難経路に落下物の配置、行方不明児童の発生を想定したり、消火器・消火栓・担架等の活用、緊急時持ち出し品の持ち出し等を実際に行う。
- 引渡し訓練の際には、帰宅時に通学路の点検を児童とともに行うよう保護者に依頼し、「引渡し訓練振り返りシート（保護者向け）」によりフィードバックを得る。

別紙３

「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」
（令和３年６月）（抜粋）

3-4 災害発生時の対応

3-4-1　火災発生時の対応

多くの学校では、火災発生時に取るべき対応については、危機管理マニュアルとは別に、消防計画の中で定めています。

火災発生時には、基本的にこの消防計画に定められた対応を取ることとなりますので、あらかじめ避難訓練や消火訓練などを通じて身に付けておきましょう。

消防計画のうち、特に火災発生の初期段階に取るべき対応については、簡潔・具体的なフローの形で整理しておくと、より効果的です。こうしたフロー図は、毎年行うことが義務付けられている消防訓練（通報・消火・避難の訓練）で利用することもできますので、訓練実施の機会などを活用して作成し、いざというときに使えるようにしておくと良いでしょう。

記載の視点

- 火災発生時の対応フロー
  - 火災報知器作動時の対応（火元確認 等）
  - 火災発見者の取るべき対応（大きな声で知らせる、火災報知ボタンを押す 等）
  - 初期消火（実施方法、初期消火の限界の判断基準 等）
  - 消防への通報
  - 避難指示（判断者、指示内容文案 等）
  - 避難誘導・避難行動（授業中、休憩時間中など発生タイミングに応じて取るべき行動）
  - 避難の際の留意点（姿勢は低く、ハンカチ等で鼻と口を覆う 等）
  - 非常持ち出し品、担当者
  - 避難場所

別紙４

事　務　連　絡
平成１８年６月１３日

附属学校を置く各国立大学法人事務局長
各都道府県私立学校主管課長
各都道府県教育委員会施設主管課長　殿
各都道府県教育委員会学校安全主管課長

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長
岡　誠一

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
山口　敏

防火シャッター等の点検時における安全対策の実施について

平成１８年６月７日、新潟県五泉市立村松小学校において、児童が防火シャッターに挟まれる事故が発生したことを受けて、「防火シャッター閉鎖作動時の危害防止について」（平成１８年６月８日付け事務連絡）により、各学校において適切な対応をお願いしたところです。

その中で、煙感知器や防火シャッター等を点検する場合には、児童生徒等の安全に十分配慮するようお願いしたところですが、今回の事故が自動火災報知設備を含めた消防用設備の点検中に生じたものであることに鑑み、原則、児童生徒等の在校時には点検を実施しない、点検時には作業員を適切に配置するなど、安全対策の徹底をお願いします。

なお、今回の事故を受けて、国土交通省より、平成１８年６月９日付けで、各都道府県建築行政主務部長宛てに、防火シャッターの閉鎖作動時の危害防止について、別添のとおり通知されておりますので、関係部局と連携して適切に対応いただくようお願いします。

各都道府県教育委員会にあっては、域内の各市区町村及び学校に対して、各都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、このことを周知徹底するようお願いします。

本件に関する問い合わせ先：大臣官房文教施設企画部施設企画課指導第一係
TEL：03－5253－4111　内線2291（廣田）

別添

国住指第８０６号
平成１８年６月９日

都道府県建築行政主務部長　殿

国土交通省住宅局建築指導課長

防火シャッターの閉鎖作動時の危害防止について

平成１８年６月７日、新潟県五泉市内の小学校において、１年生男子児童が降下した防火シャッターに首を挟まれる事故が発生したことは誠に遺憾である。この事故は、自動火災報知設備を含めた消防用設備の点検中に生じた模様であり、詳しい事故原因は警察において調査中とのことだが、貴職におかれては、消防用設備の点検の際に、防火シャッターが連動して作動しないよう、連動スイッチを切るなどの適切な措置を徹底するとともに、利用者のいない時間帯に点検を実施する、作業員を適切に配置するなど、当該建築物の所有者、管理者等に対して、事故防止対策の徹底について周知に努められたい。

また、昨年１２月１日、改正建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）等を施行し、防火シャッター等の閉鎖作動時の危害防止措置を義務付けた（同令第１１２条第１４項）。具体的には、「閉鎖作動時の運動エネルギーが１０Ｊ（ジュール）以下であること」及び「防火シャッター等の質量が１５ｋｇ以下であるか、人と接触した場合に５ｃｍ以内で停止すること」を義務づけたところである。貴職におかれては、建築物の所有者、管理者等に対し、新築や増改築時等における当該基準の遵守を徹底するとともに、既存建築物の所有者、管理者等に対しても、この規定に適合させるようための改修を行うよう、適切に指導されたい。

特に学校において早急な対策が求められており、文部科学省より、平成１８年６月８日付けで、附属学校を置く各国立大学法人、各都道府県私立学校及び教育委員会あてに、防火シャッター閉鎖作動時の危害防止について、別添のとおり通知されていることから、教育委員会等の関係部局と連携して速やかに対策を講じられたい。

なお、いわゆる二段降下式（煙感知器の信号で閉鎖後、予め設定した高さで停止し、その後、熱感知器の信号で再降下し全閉する方式）の防火シャッターであっても、閉鎖作動時の危害防止措置が講じられていないものは当該基準に適合しないので、念のため申し添える。

貴職におかれては、管内の特定行政庁に対してこの旨周知されたい。